

「(仮称)札幌市手話言語条例(素案)」に対する 市民意見の概要と札幌市の考え方

「(仮称)札幌市手話言語条例(素案)」についていただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方は本資料のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

.....

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成29年11月28日(火曜日)から平成29年12月28日(木曜日)までの30日間

(2) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、持参、手話による意見の受付

(3) 配布資料

(仮称)札幌市手話言語条例(素案)

(4) 資料の配布場所

- ・札幌市役所本庁舎(札幌市中央区北1条西2丁目)
3階 障がい福祉課、2階 市政刊行物コーナー

- ・各区役所 総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市視聴覚障がい者情報センター（札幌市中央区大通西19丁目1）
- ・札幌市身体障害者福祉センター（札幌市西区二十四軒2条6丁目）
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者数・意見件数の内訳

(1) 提出者数：48人

(2) 意見件数：130件

(3) 年代別内訳

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	合計
人数	5	5	4	17	8	4	0	5	48
件数	21	10	7	49	12	12	0	19	130

(4) 提出方法内訳

提出方法	郵送	ファクス	電子メール	持参	手話	その他	合計
提出者数	4	5	23	0	16	0	48

※手話＝手話による意見を日本語に通訳し、書面に記録したもの。

3 意見内訳（素案の構成等に沿って分類）

分類	件数	構成比
素案全般に関するもの	16	12.3%
条例の名称に関するもの	0	0.0%
素案の内容に関するもの	13	10.0%
1 条例制定の背景	8	6.2%
ワンポイント講座～言語と文法	0	0.0%
2 条例の目的	1	0.8%
3 条例の基本理念	1	0.8%
4 市の責務	3	2.3%
5 市民及び事業者の役割	0	0.0%
6 条例の施行時期	0	0.0%
手話に関する施策等に関するもの	99	76.2%
その他	2	1.5%
合計	130	100.0%

この資料における用語の解説

合理的配慮

平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「障害者差別解消法」（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。この対応を「合理的配慮」といいます。

障がい者コミュニケーション条例

札幌市において、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、平成 29 年（2017 年）12 月 1 日に施行された条例です。正式名称は「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」です。

4 市民意見の概要と札幌市の考え方

(1) 素案全般に関するもの

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>手話言語条例が制定されることを大変喜ばしく思う。</p>	<p>(原案賛成意見)</p>
<p>手話言語条例が本当に必要だと思う。</p>	
<p>手話が言語として位置付けられ、手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例が別に制定されることは大変喜ばしい。</p>	
<p>手話を使用して暮らしやすいまちの実現に共感した。条例の制定に期待している。</p>	
<p>「障がい者コミュニケーション条例」と「手話言語条例」の2本立ては、今後、同様の条例制定を目指す他都市においてモデルケースになり得るものだと思う。早期に条例が可決成立することを望む。</p>	
<p>クレジットカードなどを紛失した際、耳が聞こえないためファクスで連絡しようとしても断られてしまう。手話言語条例の制定をきっかけに電話以外での対応が進むと思う。</p>	

手話言語条例の制定の動きに感謝している。母語として手話を学ぶことは人として成長していく過程で必要なことであり、支援していく環境が必要。市は今後当事者団体等と協議し、条例を守ってほしいと思う。

昔は学校で手話が禁止され、文章が上手に書けない、コミュニケーションが上手く取れないなど様々な苦勞をしながら生活してきた。手話言語条例とコミュニケーション条例の制定の両方が必要だと考えていた。条例ができることで、聴覚障がい者の活動範囲が広がるので、大事なことだと思う。

福祉の枠組みにとどまらず、聞こえる聞こえないに関わらず、全ての市民、市を訪れる人の利益につながる条例であってほしいと願います。

日本には手話を言語として生活している方がいる。この条例の施行により、手話を言語としている方や周囲の方が、少しでも安心することができるようになってほしい。

<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟が作成した「日本手話言語法案」を参考にして条例を作成してほしい。</p>	<p>条例素案の策定に当たっては、全日本ろうあ連盟が作成した「市町村手話言語条例モデル条例案」などを参考としています。</p>
<p>何をもって言語というのかなど、言語学的な観点からの手話に対する説明を条文に盛り込んでほしい。</p>	<p>手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法に明記されております。この条例に基づき、手話が言語であることに対する市民理解を促進していきたいと考えております。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」などの権利が尊重され、擁護されなければならないということを条文に明記してほしい。</p>	<p>この条例は、手話が言語であるとの認識を普及することを目的として、制定を目指すものです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>日本手話や日本語対応手話、中間手話、触手話など手話には様々な種類があるように言われているが、表現方法の違いであって、日本の手話は一つ。日本における手話は一つであるということが分かる記述をしてほしい。</p>	<p>この度の条例素案における「手話」には、様々な方法で表現される手話の全てを含みます。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>具体的計画として「基本計画」や「推進計画」を策定することを条文に盛り込む必要があると思う。</p>	<p>手話が言語であることの市民理解の促進については、手話の普及その他の施策と調和を図りながら進める必要があることから、単独で計画を策定する予定はありません。</p> <p>なお、平成30年3月策定予定の「さっぽろ障がい者プラン2018」において、「手話が言語であることについての普及啓発」を盛り込む予定です。</p>
<p>手話が言語であると認識されていないことにより、苦労している市民がいることを理解してもらい、条例が浸透するように監視・協議・推進する機関を設置してほしい。</p>	<p>手話が言語であることの市民理解の促進については、手話の普及その他の施策と調和を図りながら進める必要があることから、単独で附属機関等を設置する予定はありません。</p> <p>なお、平成30年度以降、手話等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進等に関し、新たな懇話会を設置する予定です。</p>

(2) 「1 条例制定の背景」について

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>手話が言語であるということの認知が低いという現状の記載にとどまらず、手話が言語として認められてこなかったことや、様々な偏見や差別を受けてきた歴史的な背景を条例に盛り込むべきだと思う。</p> <p>(類似意見 ほか5件)</p>	<p>手話を使用される方の状況や現状認識は様々であり、具体的な内容を記載することは困難であることから、条例素案には「手話を使用する人々は、様々な不安を感じながら生活してきました。」と記載したところであり、条例案においても、前文の一部として同様の内容を盛り込みます。</p>
<p>「1 条例制定の背景」に「手話の取得や言語としての使用の保障。継承などについての教育的対応が必要であること。言語は人が人として生きていくための基本的権利であること。言語とはその言語を使用する人々の社会の中で、十分に活用できる体制が必要であること。このために市として条例を定める」と明記すべき。</p>	<p>この条例は、手話が言語であるとの認識を普及することを目的として、制定を目指すものです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>「手話は（中略）手や指、体の動き、表情などにより表現される」とあるが、表情ではなく、目や眉の動きであり、一定のルールがある。「表情」という言葉を使うと、正確性を欠くのではないか。</p>	<p>眉の動きなどの非手指信号（手や指以外で表現される手話の要素）は、一般には「表情」といわれることが多く、また、全日本ろうあ連盟が作成した「市町村手話言語条例モデル条例案」において</p>

	<p>も「表情」と表現されていることも参考に、素案を作成しました。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------

(3) 「2 条例の目的」について

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>条例の目的が不十分。「手話が言語であるとの認識を普及する」とともに、「手話を使用して暮らしやすいまちを実現していく」ことが必要だと思う。</p>	<p>この度の手話言語条例は、平成 29 年 12 月に施行した「障がい者コミュニケーション条例」において、手話などの手段によりコミュニケーションしやすい環境整備について規定していることを前提として、更に、手話が言語であるとの認識を普及するため、制定を目指すものです。</p> <p>ご意見の趣旨は、障がい者コミュニケーション条例に規定しています。</p>

(4) 「3 条例の基本理念」について

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>言語の権利性について直接の表現がないのが残念だが、「手話を使用する者が、他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人」という表現でその意が表現されているものと積極的に受け止めたい。</p>	<p>(原案賛成意見)</p>

(5) 「4 市の責務」について

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>「市の責務」に「市は、学校教育で手話言語教育を導入し、子どものころから手話言語に触れ合う機会を作ること、合わせてろう児を持つ親、小児科耳鼻咽喉科等の医師、関係機関への啓発を行うものとする。」と明記すべき。</p>	<p>この条例は、手話が言語であるとの認識を普及することを目的として、制定を目指すものです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>札幌市として手話の使用や、ろう者(児)およびその家族へどのように手話の習得の機会を保障するのかを明記してほしい。</p>	
<p>市の責務について、手話が使いやすい環境にするための施策を推進するということを盛り込んでほしい。</p>	<p>この度の手話言語条例は、平成29年12月に施行した「障がい者コミュニケーション条例」において、手話などの手段に</p>

	<p>よりコミュニケーションしやすい環境整備について規定していることを前提として、更に、手話が言語であるとの認識を普及するため、制定を目指すものです。</p> <p>ご意見の趣旨は、障がい者コミュニケーション条例に規定しています。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 手話に関する施策等について

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>単に手話は独自の言語であることを認識してもらうだけではなく、手話を獲得する機会を市民へ提供してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、手話を学ぶ機会を提供することも重要と考えておりますので、障がい者コミュニケーション条例に基づき、手話の学習機会の提供に取り組めます。</p>
<p>ろう者がいつでも手話で社会生活を送れるように、手話が言語であることや手話でコミュニケーションするための手話学習の場を増やしてほしい。</p>	
<p>ろう者が手話で社会生活が送れるよう、積極的に手話を普及してほしい。理念にとどまらず、実効性のある施策を進めてほしい。</p>	
<p>聞こえる人が手話を覚える場を増やし、聴覚障がい者が気兼ねなく手話でコミュニケーションができるような施策を進めて欲しい。</p>	

<p>区役所等の窓口では、呼び出しのためにバイブレーション機能がある機器等を用意するなど、聴覚障がい者に配慮してほしい。</p>	<p>障害者差別解消法や障がい者コミュニケーション条例などに基づき、今後も窓口等での合理的配慮を適切に行っていきます。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>「手話が言語であることの認知が広まりつつある」とあるが、果たしてそうかと思う。手話が言語であるということを、慎重に時間をかけて普及させていく必要がある。</p>	<p>手話が言語であることについての認知度は36%にとどまっており、十分に広まっているとは言えない状況であることから、手話言語条例を制定し、手話が言語であるとの認識の普及をしていくこととしました。</p> <p>ご意見のとおり、継続的に普及に取り組んでいく必要があると考えています。</p>
<p>筆談では長い文章でのやりとりが困難。手話ができる人が増えていけば、ろう者は安心して暮らすことができる。手話を学ぶ際には、手話は見る言葉であり、筆談とは違うということも理解してほしい。</p>	<p>手話が日本語とは異なる独自の言語であること等について、広く周知していきます。</p>

<p>手話について幼児教育における普及とともに親以上の世代の固定観念や偏見をなくす努力が必要である。</p>	<p>手話言語条例や障がい者コミュニケーション条例に基づき、手話への理解を促進していきます。</p>
<p>教育分野における手話の普及や様々なコミュニケーション手段があることの周知が必要である。</p>	<p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>手話はコミュニケーション手段の一つではなく、ろう者にとって必要な言語だということや、生活していくうえで必要なだということの理解を広げ、手話を使える環境を整備していく必要がある。</p>	
<p>聞こえない・聞こえにくい子どもたちが手話を身につけることができる環境を保障してほしい。また、本人だけでなく家族にも手話に関する情報を提供して、手話でコミュニケーションが取れるようにしてほしい。</p>	
<p>耳が聞こえない子どもが産まれた時に、両親が抵抗無く手話を言語として受け入れられる状況が増えると良い。医療機関の職員が手話を理解し、両親に説明することが必要だと思う。市は、医療機関を対象に情報を伝える機会を設けてほしい。</p>	

<p>手話通訳者を育てるため、手話を専門にする大学又は専門学校を札幌に作ってほしい。</p>	<p>札幌市では、手話通訳者養成講座を開催し、手話通訳者の養成を行っているところです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>若い手話通訳者を増やす努力が必要だと思う。</p>	<p>障がい者コミュニケーション条例において、手話通訳者を含むコミュニケーション支援者の確保・養成を行っていくこととしています。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>聴覚障がい者への情報保障をするためには、手話通訳制度を今以上に充実させる必要がある。</p> <p>手話通訳者を減らさないためにも報償費の改善や制度改革を実施していただきたい。</p>	
<p>耳の聞こえない子どもが産まれた際に、支援できる機関を教えるなど、親に対しての支援をしてほしい。</p>	<p>札幌市では、障がいのある方の相談窓口として、19か所の相談支援事業所を設置しています。また、教育センターにおいて、障がいのある子どもの教育相談をお受けしております。</p> <p>引き続き、これらの窓口などにおいて、適切な相談支援に努めます。</p>

<p>各種講座等へ参加したいが、手話通訳者の派遣を依頼する必要がある、面倒で諦めてしまうことがある。全てに手話通訳をつけるのは難しいと思うが、聴覚障がい者が受講できるようにしてほしい。</p>	<p>障がい者コミュニケーション条例に基づき、聴覚障がいのある方への具体的な配慮の方法などについて、周知していきます。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>最近では札幌市の広報にはファクス番号が載るようになってきているが、一般の会社などでは電話での受付が多く不便。そのことをわかってもらう必要がある。</p>	<p>障がい者コミュニケーション条例に基づき、市民の皆様が参加しやすい講座の開催などを通じて、広く市民に手話を普及していきます。</p>
<p>体育館で行う習い事の講師や指導員に手話を覚えてほしい。</p>	
<p>旅行の際に手話で案内ができる添乗員がいれば良いと思う。</p>	
<p>デパートでのタイムサービス等の放送が分からないので、ろう者は遅れてしまう。手話ができる店員がいればよい。</p>	
<p>普段生活している中で、聴覚障がいがあることに気付いてもらえず、コミュニケーションがうまく出来ず、不便に感じるが多々あります。まずは、公務員など人がたくさん来るところで働く人たちに手話を覚えてもらいたい。</p>	

<p>旅行会社や病院などの職員に手話を覚えてほしい。</p>	
<p>消防、警察、司法など、万が一の際に身の安全を守っていただく機関では、会話に手話が必要。手話研修を必ず行うようにしてほしい。</p>	
<p>市民の窓口となる公務員から手話を覚え、それが社会に広がっていけば良いと思う。</p>	
<p>色々なところで手話教室を開いて、手話が広がっていけば良いと思います。</p>	
<p>札幌市が誰にでもやさしいまちになるよう、手話通訳が全てではなく、市民に対して手話や聴覚障がいについての理解を広める機会を作ってほしい。</p>	
<p>手話通訳を介して診察を受けているとき、本当に言語が正確に伝えられているか、ろう者だけが不安になるのではなく、医療従事者側も危機感を持ってほしい。手話という言語が、どの世代でも、一般常識として学ばれることが必要だと思う。</p>	
<p>病気や事故・事件などの様々な場面で手話での対応が出来るよう札幌市として責任を持って対応してほしい。</p>	

<p>病院は、生命に直結していることから、早急に医療に精通した手話通訳者や相談業務を担う手話通訳者の設置を願っている。</p>	<p>札幌市内では、市立札幌病院や一部医療機関に手話通訳者が配置されています。また、依頼に応じて、各医療機関に手話通訳者を派遣しています。</p>
<p>手話通訳者のいる病院は自宅から遠く、通うのが大変。病院には手話通訳者を配置して欲しい。また、手話ができる看護師がいればよいと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、医療機関において手話で意思疎通できる環境は重要と考えておりますので、札幌市としては、引き続き手話通訳者の養成・派遣を適切に実施していきます。</p>
<p>北海道全体で、土日手話通訳者派遣室で対応できるようにしてほしい。また、地方にも手話通訳者を設置してほしい。</p>	<p>札幌市においては、土曜日及び日曜日を含む休日についても手話通訳者を派遣しておりますが、受付事務等は行っておりません。</p> <p>休日や夜間における受付については、委託先の職員体制などの課題があることから、現時点での実施は困難な状況ですが、引き続き、検討していきます。</p> <p>なお、札幌市外における手話通訳者に関するご意見については、北海道にお伝えします。</p>
<p>手話が言語であることを市民に理解してもらうために、市役所・区役所等公共機関の窓口で、手話のできる職員を積極的に配置することが重要だと思ふ。</p>	<p>札幌市では、各区役所に「ろうあ者相談員」を配置しており、手話による各種相談業務のほか、聴覚障がいのある方への理解の普及に努めているところです。</p> <p>また、平成29年12月、各区役所等に</p>

	<p>コミュニケーション支援システム（タブレット端末）を設置し、テレビ電話アプリケーションによる遠隔手話通訳を行なえるようにするなど、手話に関する環境整備を進めています。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>会社の中で、手話サークルなど手話を学べる場所を作ってほしい。また、特に大手の会社は、手話通訳者としての採用を積極的に行ってほしい。</p>	<p>事業者による手話通訳者の雇用や社内手話サークルの設置等については、各事業者等の判断と考えております。</p> <p>札幌市としては、手話言語条例や障がい者コミュニケーション条例に基づき、手話への理解を促進していきます。</p>
<p>公共機関や施設の窓口対応に、タブレットを用いた遠隔手話通訳サービスを導入してほしい。</p>	<p>平成 29 年 12 月から、各区役所等において、遠隔手話通訳が可能なタブレット端末の運用を開始しています。</p> <p>ご意見も参考に、今後の取組を検討していきます。</p>
<p>当事者団体との意見交換等が随時行われることを希望する。</p>	<p>札幌市では、必要に応じて、当事者団体の皆様からご意見を伺いながら、取組を進めています。今後も、随時ご意見を伺いながら取組を検討していく予定です。</p>

<p>視聴覚障がい者情報センターでの DVD 貸出事業をもっと工夫して欲しい。動画化したり、耳が聞こえない高齢者のために、DVD の貸出宅配サービスを設けてほしい。</p>	<p>視聴覚障がい者情報センターでは、自主制作 DVD を作成して貸出を行うほか、インターネットにおいて手話動画の配信を実施しています。</p> <p>また、ご利用者の負担となりますが、「聴覚障がい者用ゆうパック」扱いによる軽減料金で、宅配による貸出を行っております。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>古い市電には電光掲示板が無い。アナウンスは分からないので、外の景色をみて降車している。電光掲示板の設置や新型車両への入替えをお願いしたい。</p>	<p>次の停留場名の表示がない市電車両については、平成 30 年度中に表示器を設置する予定です。</p>
<p>地下鉄で事故等があった際に対応するアプリケーションがあるが、事故等が発生してから 3 時間後に情報がくると聞いた。聴覚障がい者は、音声案内だけでは情報取得ができないため、電光掲示板で表示されると良い。</p> <p>(類似意見 ほか 1 件)</p>	<p>事故発生時は地下鉄車内の電光掲示板や液晶ディスプレイにおいて「事故発生」等について、状況に応じ適宜ご案内しております。</p> <p>また、駅コンコースやホームに設置している電光掲示板や、改札付近に急告板を設置し、事故種別や運行中止路線、折り返し運行時にはその区間等をご案内しております。</p>

<p>地下鉄の職員には、簡単なものでよいので手話を覚えてほしい。</p>	<p>地下鉄の駅業務については、札幌市交通事業振興公社に委託しております。</p> <p>現在、公社では、聴覚障がいをお持ちの方に対する基本的な知識を身に付けるような研修を行なっておりませんので、ご意見は、今後の研修の参考として、公社に情報提供いたします。</p>
<p>乳幼児から高齢者まで日常生活の中で手話に触れ合うことができるよう「広報さっぽろ」等を用いて、時間をかけて手話を普及してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、年齢などを問わず手話を学べる環境づくりが必要と考えております。</p> <p>今後、障がい者コミュニケーション条例に基づき、手話の普及に努めます。</p>
<p>小・中・高・専門・大学などあらゆる場で手話を学べるようにして、手話を広めていく必要がある。病院で看護師や医者が手話を使うと安心できるので、特に医療に関わる学校で手話を勉強できる場所をつくってほしい。</p>	
<p>福祉関連の専門学校だけではなく、様々な学校で手話の学習を取入れてほしい。また、幼稚園から大学まで、手話の学習を取入れてほしい。</p>	
<p>学校や会社で手話を学ぶ機会を増やし、手話が当たり前になる環境ができるよう期待します。</p>	

<p>町内会などで手話の学習会を開くなど、手話を学ぶきっかけをつくっていくことが必要だと思う。</p>	
<p>「手話が言語である」ということを広めるために、具体的にどのようなことを実施するのか分かりやすく示してほしい。</p>	<p>今後、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進していきます。</p>
<p>手話に関するハンドブックや動画を作成したり、イベントを開催して、手話に関する情報や知識を広めてほしい。</p>	
<p>聞こえないことにより生じる不利益や、手話が言語であるということを強く発信し、老若男女関わらずに関心を高め、手話で何でもできる社会の実現につなげてほしい。</p>	
<p>家族に同行して救急車に乗った際に、聴覚に障がいがあるため、車内では筆談で対応してくれたが、病院についてから医師と救急隊員の会話がわからないことがあった。病院についてからも情報保障をしてほしい。</p>	<p>救急活動の中で、医師への引き継ぎは、口頭で必要事項を伝達するとともに書面で引継いでおりますが、これは患者さんがより早く治療を受けるためです。</p> <p>病院到着後の家族への情報保障については、病院の状況や救急出動の混雑状況にもよりますが、医師への引き継ぎ後であれば、対応可能であることから、ご意見を参考に、今後の救急活動に生かしていきたいと考えております。</p>

<p>イベントの主催者は、ろう者の有無に関わらず、手話通訳者を配置するなど配慮してほしい。</p>	<p>事業者は、障害者差別解消法や障がい者コミュニケーション条例に基づき、合理的配慮の提供に努める必要があります。</p>
<p>事業者の役割として、企業が主催する研修会等においては必ず手話通訳の配慮が行われるよう、啓発活動をお願いしたい。障害者差別解消法の認知が低く、手話通訳の配慮が個人の負担になっていることがある。</p>	<p>札幌市としては、引き続き、障害者差別解消法等の趣旨が広まるよう、周知に努めます。</p> <p>なお、手話通訳を必要とする方の有無に関わらず全てのイベント等に手話通訳者を配置することは、派遣可能な通訳者の数が限られているため、困難と考えております。</p>
<p>手話を学ぶだけでなく、ろう者の問題についても理解を深めてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、障がいのある方の生活上の障壁（社会的障壁）について理解していただくことは重要と考えておりますので、出前講座など様々な取組を通じて、市民理解の促進に努めます。</p>
<p>町内会で、例えば除雪作業等の連絡を行う際には、聴覚障がい者に配慮してほしい。</p>	<p>町内会は地域の方々の協力によって構成、運営される自主、自立的団体であることから、行政の関与は限られるほか、ご意見にありました除雪等につきましては、それぞれの町内会で取り扱いが異なりますので、お住まいの地域の町内会に、直接ご相談ください。</p>

<p>耳鼻科の医師が、人工内耳の説明する際には、人工内耳のことだけではなく、手話があることも説明してほしい。またろう者への理解を深めてほしい。</p> <p>(類似意見 ほか3件)</p>	<p>日本耳鼻咽喉科学会が示した『小児人工内耳適応基準』の見直しの概要と解説(2014)」においては、「手話などの音声を用いないコミュニケーションの選択についても可能な限りの情報提供が行われるべきである。」とされており、医療機関においては、必要に応じて、手話に関する情報提供がなされているものと認識しています。</p>
<p>子どもがろう児だとわかった際に、病院や行政などの相談機関で、コミュニケーションの手段として手話があるということをしきんと説明してほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>市営住宅に住んでいるが、建物が古く、灯油を運ばなくてはならないが、灯油を注文する際にファクスでは断られる。新しい市営住宅のように灯油を使った分だけ支払うものにしてほしい。</p>	<p>市営住宅においては建替や大規模改修を行う際に灯油から都市ガスへの切り替えを順次進めているところです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>市政に関する報道は、重要な情報源であるため、市長記者会見時には必ず手話通訳をつけるか、もしくはネット配信にてすぐに出してほしい。</p>	<p>障がいのある方が市政に関する情報を取得しやすいよう、市長記者会見を含めた広報動画や、各種会議・イベントなど、さまざまな場面において、手話を含む障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を推進していくことは非常に重要であると考えております。</p> <p>札幌市としてどのような取り組みが可能か検討してまいります。</p>

<p>聴覚障がいのある人のために、電話リレーサービス※の導入について検討してほしい。</p> <p>※電話リレーサービス：聴覚障がいなどにより電話を直接利用できない人が、テレビ電話等を通じて手話や文字チャットでオペレーターに用件を伝え、オペレーターが相手先に電話をし、同時通訳するサービス</p>	<p>電話リレーサービスについては、全国的な情報通信基盤の整備の一環として、国や通信事業者が行うべき取組と考えております。</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>手話についての学習や聴覚障がいのことを理解するための研修を教職員にも実施してほしい。</p>	<p>教育委員会では、市内の教職員が個々の教育課題等に応じて選択できる研修講座を開設しており、その一つとして、札幌聴覚障害者協会職員の方を講師とした、講座名「手話を学ぼう」を実施しています。</p>
<p>教育委員会が取組んでいる手話研修については、聞こえる人ではなく、当事者団体が認める手話講師を活用するよう義務付けてほしい。</p>	
<p>全ての小学校において手話を学ぶ時間を設けてほしい。</p>	<p>各学校では福祉教育等において聴覚障がいを含め、様々な障がいのある方への理解を深める取組を行っており、今後もその充実に努めます。</p>
<p>小学校で手話の勉強があると思うが、技術だけではなく、ろう者の生活なども学習内容に取り入れてほしい。</p>	
<p>通常学級において手話の習得や聴覚障がいを理解できる環境を作してほしい。</p>	

<p>手話は子どもの時から覚えたほうが早いので、保育園や幼稚園で遊びを通して教えたり、小学校からは授業の一つとして学ぶ機会を提供してほしい。</p>	
<p>ろう学校から一般の学校にインテグレーション※したが、小学校・中学校で手話が英語と同様に学べたらよかった。障がい福祉課だけでなく、教育委員会や他の部署と連携を図って環境整備を進めてほしい。</p> <p>※インテグレーション：障がいをもつ児童を通常の学級で一般の児童とともに教育すること。統合教育。</p>	<p>各学校では、聴覚障がいを含め、様々な障がい等に配慮した支援を特別支援教育において行っており、今後もその推進に努めます。</p> <p>条例に基づく取組については、必要に応じて関係部局間で連携しながら進めます。</p>
<p>難聴の子どもがろう学校から普通学校に転入した場合、授業は口話※だけではなく、手話や身振りを使って、手話があるということを伝えながら授業することを義務付けてほしい。</p> <p>※口話：聴覚障がい者が、相手の口の動きや表情から音声言語を読み取り理解し、自らも発話により音声言語を用いて意思伝達を行うこと。</p>	

<p>一般の学校で、手話で話しながら授業したり、手話通訳者を用意できるようにしてほしい。また、「手話」を教科として学べるようにしてほしい。</p>	
<p>普通学級や難聴学級に通うろう児が手話を使って全ての教科を学べる環境と指導上の配慮をお願いしたい。手話のできる教員の養成も必要と考える。</p>	
<p>聞こえない子どもが幼稚園、小学校、中学校など、いつでも手話を学ぶ機会を持てるようにしてほしい。また、親には、手話は単なるコミュニケーションの手段ではなく、言語であるということも知らせてほしい。</p>	
<p>教育委員会が責任を持って予算を作ることにより、教育現場の様々な場面において UD トーク[※]の使用が可能になるように検討してほしい。</p> <p>※UD トーク：聴覚障がい者とのコミュニケーションの際に、スマートフォンやパソコンなどを使って音声を文字化するためのソフトウェア</p>	<p>教育委員会では、聴覚障がいを含め、様々な障がい等に配慮した支援を特別支援教育において推進しており、今後もその充実に努めます。</p>

<p>小中学校の難聴学級、聴覚特別支援学校において手話に関する本を購入できるよう、予算を増やしてほしい。</p>	
<p>小学校で「手話は言語である」ということの授業をして欲しい。</p>	<p>義務教育に係る学習の内容等については、国が学習指導要領において定めるものとなっております。</p>
<p>子どもは聞こえるが、自分は手話を使うので、学校の先生に手話を使ってほしい。</p>	<p>各学校では、聴覚障がいを含め、様々な障がい等に配慮した対応を行っており、今後もその充実に努めます。</p>
<p>聴覚障がい者への支援を示す「手話マーク」をあまり見ない。病院や銀行、駅などで、もっとアピールした表示をするべきだと思う。</p>	<p>全日本ろうあ連盟が独自に定めた「手話マーク」は、手話でコミュニケーションできることを示すマークとされています。札幌市としては、手話でコミュニケーションできる市民が増えるよう、広く手話の普及に取り組んでいきます。</p>
<p>いつでもどこでも手話に関する情報保障があり、聞こえる人と同じように社会参加できるようにしてほしい。</p>	<p>障がい者コミュニケーション条例に基づき、手話を含む障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を引き続き促進していきます。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>学校に手話を学ぶ手話クラブをつくらせてほしい。</p>	<p>学校のクラブ活動は生徒の希望や指導の体制等により各学校が取り扱う内容を定めており、今後もその充実に努めます。</p>

<p>どこの職場でも手話の保障を付けてほしい。</p>	<p>事業主と労働者との関係においては、障害者の雇用促進等に関する法律において、事業主に合理的配慮の提供義務があります。</p> <p>職場における手話での意思疎通は、それぞれの事業者にご相談ください。</p>
<p>聞こえない子どもが産まれた時、両親含め家族が産まれた子どもに手話で教育できるよう、義務としてほしい。</p>	<p>ご意見のように手話の使用を義務付けることは、適当でないと考えますので、手話言語条例に基づき、手話が言語であることに対する市民の理解を促進していきたいと考えております。</p>
<p>既に手話言語条例を制定している他市町村の先例をどのように生かしていくのか。また、他市町村に比べ、条例の制定に向けた動きが遅れた理由を知りたい。</p>	<p>鳥取県や石狩市など、関連条例を制定した他の自治体の取組事例を参考としつつ、札幌市の取組を進めていく予定です。</p> <p>なお、平成30年（2018年）1月29日現在、手話に関する条例を制定した自治体は126と、全体の7%にとどまっている状況であり、他の市区町村に比べて動きが遅れたとの認識はありません。</p>
<p>病院での受診時やテレビの災害ニュースには必ず手話通訳者がいる社会を築いてほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>地域や企業向けの手話学習の出前講座が実施できるよう予算を組んでほしい。</p>	

<p>市の責務として、マスコミ（新聞社やテレビ局）に対して手話通訳のワンプを入れる配慮を努力義務として働きかけるようにお願いします。</p>	
<p>手話通訳者養成事業や手話通訳者派遣事業、手話講師育成講座を充実させてほしい。</p>	
<p>手話通訳者や手話通訳士の資格を持った人の給料を上げてほしい。</p>	
<p>手話通訳士試験の受験料を補助してほしい。</p>	
<p>広報さっぽろの体育施設や水道凍結の記事にファクス番号がない。ファクス番号とメールアドレスを載せるようにしてほしい。</p>	
<p>映画は常に字幕付きでの上映をするようにしてほしい。また、民法放送にも字幕をつけてほしい。</p>	
<p>手話がどの位出来るのかを見てすぐに確認できるように、手話の出来る人のレベルによって色分けしたバッチ等を作成してほしい。</p>	

<p>聞こえない人が気兼ねなく手話でコミュニケーションできる場を保障し、聞こえる人が手話を覚える場を広げるための施策を具体化してほしい。</p>	
<p>図書館に手話に関するコーナーを設置して、手話を身近に感じてもらえるようにしてほしい。</p>	
<p>交番に行くことがあるが、警察官が不在のことがあり、「電話をかけてください」となっている。聴覚障がいのため電話ができないので、電話以外の方法で連絡が取れるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見は、北海道警察本部にお伝えします。</p>
<p>高速道路でバーが上がらないことがあったが、呼び出しボタンを押しても職員が来るまでに時間がかかった。また、職員の話が分からず、後ろに列ができてしまった。待機する職員を増やして欲しい。</p>	<p>ご意見は、高速道路を管理運営する東日本高速道路株式会社にお伝えします。</p>

(7) その他

【意見概要】	【札幌市の考え方】
<p>〇〇〇という団体があるが、名義後援を決定する際には、事業内容等を確認し、慎重に考えてほしい。</p>	<p>札幌市による名義後援については、「名義後援及び市長賞の授与に関する事務取扱ガイドライン」に基づき、今後も適切に行っていきます。</p>
<p>どうしたらわからないので無駄無いように考えてる！</p>	<p>申し訳ありませんが、ご意見の趣旨が不明であるため、市の考えを記載できません。</p>